



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 条 例

○ 沖縄県中央卸売市場条例の一部を改正する条例（流通・加工推進課）…………… 1

### 規 則

○ 沖縄県中央卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則（流通・加工推進課）…………… 2

### 公布された条例のあらまし

○ 沖縄県中央卸売市場条例の一部を改正する条例（条例第26号）

- 1 消費税法等の一部が改正されたことを踏まえ、条例の規定を整理することとした。（第55条、第60条、第63条、第64条及び第67条関係）
- 2 使用料の納付期限を定めることとした。（第76条関係）
- 3 その他所要の改正を行うこととした。（第49条、第67条及び別表第5関係）
- 4 この条例は、公布の日から施行することとした。（附則）

## 条 例

沖縄県中央卸売市場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

### 沖縄県条例第26号

### 沖縄県中央卸売市場条例の一部を改正する条例

沖縄県中央卸売市場条例（昭和59年沖縄県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第49条第6項第2号を次のように改める。

- (2) 当該取引に係る物品の引渡年月日、商品名、出荷者の氏名又は名称、卸売の数量、等階級、荷姿、量目その他公正な価格形成を確保するために必要となる事項で規則で定めるものが提供されることが確実にすること。

第55条第4項中「その100分の8」を「消費税額及び地方消費税額」に改める。

第60条第3項中「せり売若しくは入札又は相対取引に係る金額にその100分の8」を

「取引金額（せり売若しくは入札又は相対取引に係る金額をいう。以下同じ。）に消費税額及び地方消費税額」に改め、「。以下同じ」を削る。

第63条第2項第1号及び第3号中「100分の8」を「消費税額及び地方消費税額」に改める。

第64条第1項中「卸売金額」を「取引金額」に改め、「得た金額」の次に「に消費税額及び地方消費税額を加えた金額」を加える。

第67条第1項中「買い受けた額にその100分の8」を「買い受けた金額に消費税額及び地方消費税額」に、「加えた額」を「加えた金額」に改める。

第76条第1項を次のように改める。

使用者は、別表第5に掲げる金額の範囲内において規則で定める使用料の額並びに当該使用料の額に係る消費税額及び地方消費税額を、次の各号に掲げる使用料の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日までに納付しなければならない。ただし、規則で定める特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 月額による使用料 その月分を毎月25日

(2) 月額による使用料以外の使用料 その月分を翌月25日

別表第5中「卸売金額」を「その月の取引金額」に、「買い入れた物品の販売金額」を「その月の販売した金額」に、「含む」を「除く」に改める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 規 則

沖縄県中央卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

### 沖縄県規則第42号

#### 沖縄県中央卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県中央卸売市場条例施行規則（昭和59年沖縄県規則第12号）の一部を次のように改正する。

第64条の2第2項中「第49条第6項第2号ア」を「第49条第6項第2号」に、「その他公正な価格形成を確保するために必要となる事項とは」を「事項は」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「物品とは」を「物品は」に改め、同項を同条第3項とする。

第97条を次のように改める。

（使用料の納付期限）

**第97条** 条例第76条第1項ただし書に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次の各号に掲げるときとし、当該各号に掲げるときの区分に応じ、当該各号に定める日までに使用料の額並びに当該使用料の額に係る消費税額及び地方消費税額を納付するものとする。

(1) 月の中途において使用を終了するとき。 使用終了の日

(2) 知事が特別の理由があると認めるとき。 知事が指定する日別表第5中「卸売金額」を「その月の取引金額」に、「条例第56条第2項ただし書の規定により買入れた物品の販売金額（消費税額及び地方消費税額を含む。以下この表において「販売金額」という。）」を「販売金額」に改め、同表備考を次のように改める。

備考 計算して得た使用料の額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。

第48号様式を次のように改める。

第48号様式（第71条関係）

売渡票

|     |                 |
|-----|-----------------|
| コード | 仲卸業者名<br>売買参加者名 |
|     | 殿               |

No. \_\_\_\_\_

年 月 日

| 原票No.                                 | 品名 | 等階級 | 数量 | 単価 | 金額 | 備考欄 |
|---------------------------------------|----|-----|----|----|----|-----|
|                                       |    |     |    |    |    |     |
| 計                                     |    |     |    |    |    |     |
| ※印が付いた品目以外の品目の金額の計                    |    |     |    |    |    |     |
| ※印が付いた品目の金額の計                         |    |     |    |    |    |     |
| 消費税額及び地方消費税額に相当する額                    |    |     |    |    |    |     |
| ※印が付いた品目以外の品目の金額の計の消費税額及び地方消費税額に相当する額 |    |     |    |    |    |     |
| ※印が付いた品目の金額の計の消費税額及び地方消費税額に相当する額      |    |     |    |    |    |     |
| 合計                                    |    |     |    |    |    |     |

注 1 品名には、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第34条第1項第1号に規定する飲食料品の場合は、※印を付ける。

2 この様式により難しい場合は、これに準じて別の様式を用いることができる。

第64号様式を次のように改める。

第64号様式（第80条関係）

売買仕切書

PAGE No. \_\_\_\_\_

|   |           |       |
|---|-----------|-------|
| ① | 系統団体      | ②     |
|   |           | 売立年月日 |
| ③ | 仕切No. ④   | ⑤     |
|   | 単協<br>コード | ⑥     |

| 品目コード | 品目（種） | 荷印 | 荷姿 | 量目 | 規格・等級 | 数量 | 単価 | 金額 |
|-------|-------|----|----|----|-------|----|----|----|
|       |       |    |    |    |       |    |    |    |
| ⑦     |       |    |    |    | 計     |    |    |    |

|  |                                       |    |  |  |                    |  |
|--|---------------------------------------|----|--|--|--------------------|--|
| 発 駅 (港) 月 日 発<br>着 駅 (港) 月 日 着<br>貨車番号・船名<br>取扱運送店<br>送り状No.<br><br><table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <tr> <td style="width:50%; text-align: center;">着払</td> <td style="width:50%; text-align: center;">元払</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td style="height: 20px;"></td> </tr> </table> <div style="border: 1px dashed black; width: fit-content; margin: 10px auto; padding: 5px;">㊦</div> | 着払                                    | 元払 |  |  | ※印が付いた品目以外の品目の金額の計 |  |
|  | 着払                                    | 元払 |  |  |                    |  |
|  |                                       |    |  |  |                    |  |
|  | ※印が付いた品目の金額の計                         |    |  |  |                    |  |
|  | 消費税額及び地方消費税額に相当する額                    |    |  |  |                    |  |
|  | ※印が付いた品目以外の品目の金額の計の消費税額及び地方消費税額に相当する額 |    |  |  |                    |  |
|  | ※印が付いた品目の金額の計の消費税額及び地方消費税額に相当する額      |    |  |  |                    |  |
|  | 合計                                    |    |  |  |                    |  |
|  | 委託手数料                                 |    |  |  |                    |  |
|  | うち消費税額及び地方消費税額                        |    |  |  |                    |  |
| 控除金額   | 運賃                                    | ㊦  |  |  |                    |  |
|  | うち消費税額及び地方消費税額                        |    |  |  |                    |  |
|  | 売買仕切金                                 |    |  |  |                    |  |

備考

|   |    |    |    |    |    |   |  |   |   |
|---|----|----|----|----|----|---|--|---|---|
| 区 | 共撰 | 個撰 | 安定 | 共計 | 買付 | 検 |  | 扱 |   |
| 分 |    |    |    |    |    | 印 |  |   | ⊖ |
|   |    |    |    |    |    |   |  |   | ⊖ |

|   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 2 | 3 | 4 | ⊖ | ⊖ | ⊖ | ⊖ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|

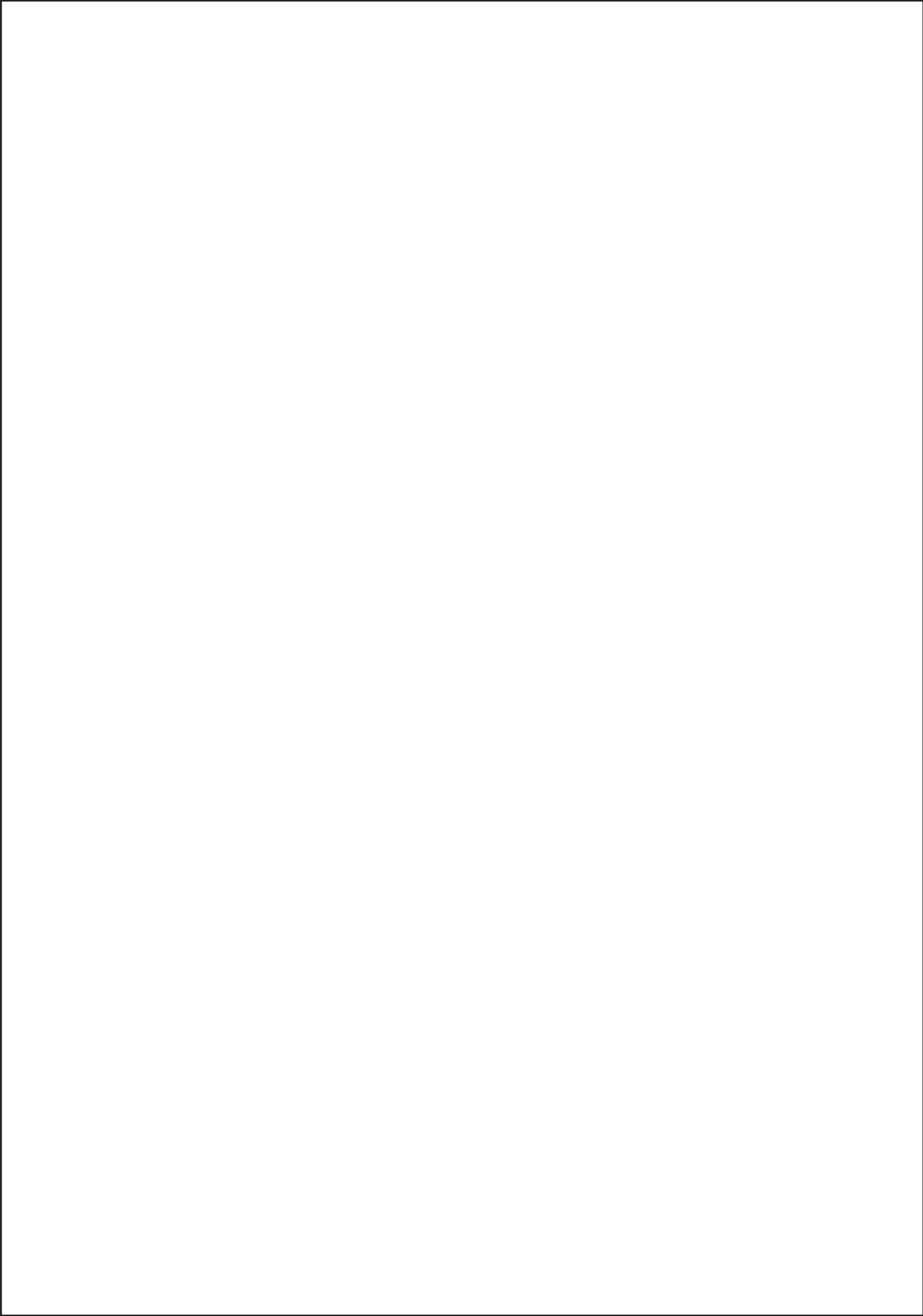
|       |  |
|-------|--|
| 会社名   |  |
| 会社No. |  |
| 登録番号  |  |

- 注 1 ㊦欄は、支払区分、原票No、整理コード等の記入欄とする。
- 2 ㊦欄は、統計、送金料、送金額等の記入欄とする。
- 3 ⊖欄は、出荷者側が使用するコード等の記入欄とする。
- 4 ⊖欄は、出荷者側の検算数量の記入欄とする。
- 5 ㊦欄は、出荷者側が使用する控除金コードの記入欄とする。
- 6 ⊖欄は、出荷者側の控除金等の記入欄とする。
- 7 ㊦欄は、野菜、果実、切花、鉢物等の区分の記入欄とする。
- 8 備考欄は、到着数、前日残数、販売数、残数その他出荷者への連絡事項の記入欄とする。
- 9 品目(種)には、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第34条第1項第1号に規定する飲食料品の場合は、※印を付ける。
- 10 この様式により難しい場合は、これに準じて別の様式を用いることができる。

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。  
(沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則の一部改正)
- 沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則(昭和50年沖縄県規則第67号)の一部を次のように改正する。  
別表第2 中央卸売市場長の項専決事項の欄第70号中「第97条第3項」を「第97条第2号」に改める。



|   |  |
|---|--|
| <p>発行所<br/>沖縄県総務部<br/>総務私学課<br/>電話番号 098-866-2074</p> | <p>印刷所 株式会社 国際印刷<br/>〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号</p> |
|---|--|